

## 令和7年度第2回 清瀬市消費生活センター運営委員会議事録

《開催日時》 令和8年1月19日(月)  
午前10時00分から11時10分まで  
《会場》 アミュービル4階 会議室

《出席委員》 敬称略・名簿掲載順

吉田 徹	【学識経験者】
織田 祐輔	【登録団体代表】
土屋 初美	【登録団体代表】
松田 規子	【登録団体代表】
岡野 雄一	【公募による市民代表】
白石 智秀	【公募による市民代表】
猪合 辰弥	【東村山警察署生活安全課長代理】
戸野 慎吾	【清瀬市地域振興部長】
池本 博恵	【清瀬市消費生活センター相談員】

《欠席委員》

東野 みどり	【公募による市民代表】
大島 伸二	【清瀬市教育部参事】
吉田 拓史	【清瀬市生涯健幸部介護保険課長】

《事務局》

清水 敬志	【市民協働課長】
相良 勝仁	【消費生活係長】

**【事務局】** おはようございます。  
それでは、定刻となりましたので、  
令和 7 年度第 2 回清瀬市消費生活センター運営委員会を開催  
いたします。  
市民協働課長の清水と申します。どうぞ、よろしくお願  
いいたします。  
まずは議事に入る前に市の人事異動による委員の交代がご  
ざいましたのでお伝えいたします。  
清瀬市生涯健幸部介護保険課長の吉田委員を新たに任命  
いたしました。本日は公務の都合により欠席されていますが、  
よろしくお願いいたします。

それでは事前にお配りした資料の確認をさせていただきます。  
まず、会議の「次第」、次に「委員名簿」、次に資料 1「令和  
7 年度上半期清瀬市消費生活センター事業実績について」、次  
に資料 2「令和 8 年度清瀬市消費生活センター事業計画」の以  
上 4 点となります。お手元に無い方がいらっしゃいましたら  
お申し出下さい。よろしいでしょうか。  
今回の委員会では、令和 7 年度上半期の事業実績をご覧頂  
いたうえで、令和 8 年度の事業についてご意見やご提案を頂  
ければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。  
では、委員長に進行をお渡しします。委員長よろしくお願  
いいたします。

**【委員長】** それでは、次第に従い進行させていただきます。  
議題 1 令和 7 年度上半期事業実績について、事務局より説明  
をお願いします。

**【事務局】** 議題 1 の「令和 7 年度上半期事業実績について」の説明を  
いたします。お手元の資料 1「令和 7 年度上半期清瀬市消費生  
活センター事業実績について」をご覧ください。まず 1 ペー  
ジの「消費生活相談」です。  
この事業では、市民と事業者の間での契約トラブルについ  
て、市民からの相談を受け、民法や特定商取引法など関係例  
規に則り、支払金の還付や契約解除などといった被害救済を  
主に行っています。  
直近 3 カ年上半期の受付件数は令和 7 年度が 387 件、令和 6  
年度が 325 件、令和 5 年度が 326 件で、令和 7 年度の件数が  
例年と比べ多くなっています。特に 4 月の実績について見て  
みると、令和 7 年度が 97 件、令和 6 年度が 51 件、令和 5 年

度が58件と今年度の件数が突出しています。考えられる要因の一つとしましては、今年度に入ってから大手通信会社をかたった個人情報搾取の電話に関する相談が寄せられており、4月にも18件の相談がありました。

次の「消費生活講座」では、日常生活を送るなかで知っておきたい事や備えておきたい事をテーマに、専門の講師を招いて市民向けの講座を実施しています。

令和7年度上半期の実績は6月から9月まで、月に1度、計4回開催しました。そのうち8月に夏休み子ども講座を開催し、他の3回については主に高齢者を対象とした終活講座を開催しました。参加人数は6月18日開催の「上手な医者のかかり方」が21名、7月16日開催の「健康寿命の延ばし方」が24名、8月1日開催の「子どもと学ぶおこずかい教室と貯金箱工作」が21名、9月17日開催の「豊かな老後のために知っておきたいお金の話」が19名でした。

2ページに移りまして、次の「出前講座」ですが、こちらは市内の自治会などからの依頼により消費生活相談員が依頼先へ出向き、消費者トラブル防止のための講座を実施しています。依頼の申込みは生涯学習スポーツ課が窓口となっている「きよせ出前講座」のメニューから行います。

直近3カ年上半期の実績は令和6年度・令和5年度にそれぞれ1回の依頼が有りましたが、令和7年度は実施が有りませんでした。

次に、広報誌「ちえのわ」の発行です。消費生活センターの広報誌として、事業の周知や消費者トラブルなどについての特集記事を掲載していて、令和7年度の上半期は、6月に1,300部を発行し、9月には「高齢者特集号」として37,800部を市内全戸配布しています。

次に「消費生活相談の現場から」の市報掲載についてです。

こちらは市報の毎月15日号に相談の事例と対処法を掲載し、被害防止のための注意喚起と相談窓口の周知を行っているものです。令和7年度上半期についても、「海産物の電話勧誘トラブル」など実際に窓口寄せられた相談から事例を選び掲載しました。

次に3ページの「自動通話録音機能付電話機等購入費補助金の交付」ですが、こちらの事業は、高齢者の消費者被害防止を目的として、自動通話録音機能の付いた電話機などを購入した際の購入費を対象に補助金を交付しているもので、対象者は65歳以上の市民と同居者、補助額は機器購入費の4分の3で、上限額は1万円となっています。令和7年度上半期

の実績は 29 件、令和 6 年度は 45 件、令和 5 年度は 30 件の申請がありました。

次に「グループ活動室の利用提供」です。こちらは、消費生活センターの登録消費者団体の活動の場として専用の会議室を無償で利用提供しているもので、直近 3 カ年上半期の実績は、令和 7 年度が 97 件 696 人の利用で稼働率は 26.6%、令和 6 年度が 89 件 583 人の利用で稼働率は 24.4%、令和 5 年度が 97 件 734 人の利用で稼働率が 30.1%でした。説明は以上です。

**【委員長】** 議題 1 の「令和 7 年度上半期事業実績について」の説明が事務局よりありましたが、これについてご意見等がありますか。

**【委員】** 登録消費者団体連絡会の定例会を月に一度開催していますが、職員の方にも毎回出席していただいている、消費生活センターとも向き合いながら活動をしているので、そういった事も事業報告に載せてもらえると良いと思います。

**【事務局】** 今後、消費者団体連絡会の活動内容についても運営委員会の中で紹介していこうと考えています。

**【委員】** 消費生活相談の実績が載っていますが、寄せられる相談は被害にあってから相談を受けたものと、被害にあう前に怪しいと思った段階で相談されるものと仕分けはされていますか。

**【事務局】** 相談の内容は様々で、被害にあってからご相談いただくこともありますし、怪しい電話が掛かって来たなどという情報提供が寄せられる場合もあります。いずれも相談業務のシステムに保存し統計をとれるようになっています。

**【委員】** 相談の内容を被害防止に活用するようなことはありますか。

**【事務局】** 受けた相談をもとに、啓発のチラシを戸別配布するといった活動に繋がっています。

**【委員】** 市報に毎月掲載している「消費生活相談の現場から」はとても参考になると読んでいます。似たようなことが身の回りであると気を付けようという気持ちになる。

【委員】 資料を前回の資料と見比べようとしたところ、フォーマットが違って見比べられなかった。第 1 回目の会議資料にならった書き方にしてもらえると見やすい。

【事務局】 第 1 回の資料に沿った構成にしたいと思います。

【委員長】 他にご質問等ありますでしょうか。

それでは、議題 2「令和 8 年度事業計画及び予算について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】 議題 2 の「令和 8 年度事業計画及び予算について」の説明をいたします。

お手元の資料 2「令和 8 年度清瀬市消費生活センター事業計画」をご覧ください。

まず 1 番の予算についてですが、令和 8 年度の予算額については、現時点では予算が確定しておりませんので、予算要求の金額とさせて頂いていますのでご了承ください。

事業費の総額は 3,596,000 円で、令和 7 年度と比較して 490,000 円程減額しています。

主な内訳として、消費生活講座の講師謝礼などで 210,000 円、啓発グッズ購入などの消耗品費が 668,000 円、広報誌「ちえのわ」や「消費生活相談事例集」などの印刷費が 648,000 円、消費生活相談のアドバイザー弁護士の委託契約が 264,000 円、「ちえのわ」全戸配布の配布料が、301,000 円、登録消費者団体連絡会への補助金と自動通話録音機能付電話機等購入費補助金が 1,040,000 円となっています。

事業費総額での減額 480,000 円については、前年度に計上していた、新相談システム用の端末等購入費 630,000 円程を今年度は計上していない事によるものです。

次に 2 番の事業内容に移ります。「消費生活相談」ですが、こちらは従来どおり相談時間が月曜から金曜までの 10 時から 12 時までと 13 時から 16 時まで、受付方法は来所または電話での受付としています。

次の「消費生活講座」ですが、令和 8 年度の講座につきましては、令和 7 年度と同様に年 10 回程度の開催を予定しておりますが、内容については未定で、予算額は講師謝礼として 120,000 円を要求しています。

次の「出前講座」についてですが、こちらは市内の自治会などからの依頼があった際にその都度実施をして参ります。

次に「広報誌「ちえのわ」の発行ですが、令和8年度は、6月・12月・3月に自治会や公共機関宛に1,300部、9月に「高齢者見守り特集号」として38,500部市内全戸配布する予定で、予算額は、印刷製本費が303,000円、全戸配布の委託料が300,000円で要求をしています。

次のページに移ります。「相談員の講師派遣」は、地域包括支援センターからの依頼により、清瀬市高齢者ふれあいネットワーク事業として、12月頃に実施を予定しています。

内容については介護保険課地域包括ケア係と調整をしていきます。

次の「消費生活相談事例集」の発行は、例年どおり300部を3月に発行予定としていて、令和8年度中に受けた相談の中から事例を選び掲載します。予算額は201,000円要求しています。

次の「自動通話録音機能付電話機等購入費補助金」は、65歳以上の市民を対象に自動通話録音機能付の電話機や自動通話録音機を購入した際の費用の一部を補助するもので、補助額は購入費の4分の3で上限額は1万円。予算額は100万円を要求しています。

次に、第47回清瀬市消費生活展ですが、令和8年度は11月8日（日）にアミューホールにて開催を予定しています。テーマや内容については今のところ未定で、今後、登録消費者団体と調整していきます。

次に「清瀬くらしのハンドブック」の発行については、例年通り500部を消費生活展の開催時期に合わせて発行する予定となっていて、予算額は印刷製本費を85,000円要求しています。

次に、「グループ活動室の利用提供」については、令和7年度と同様に、年末年始以外の火曜日から日曜日と祝日以外の月曜日について、利用時間を午前・午後・夜間に区切って登録消費者団体を対象として提供していきます。

説明は以上となります。

**【委員長】** 議題2の「令和8年度事業計画及び予算について」事務局より説明がありましたが、これについてご意見等がありますか。

**【委員】** 前回は提案したのですが、高齢者向けの事業の周知や啓発に市内にある老人憩の家などへの掲示をしたらどうかと思います。

【事務局】 憩の家などの活用は出来ていないですが、敬老大会では啓発冊子などの配布をしました。

【委員】 ホームページやデジタル機器を通じた周知だと高齢者の目に留まりづらいので、そういった施設での掲示やチラシを目にするすることで、講座やイベントへの参加がし易くなると思います。

【委員長】 よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。

【委員】 「消費生活相談事例集」と「清瀬くらしのハンドブック」はどのくらい配布出来てるのでしょうか。

【事務局】 昨年の 3 月に発行した事例集は、もう在庫がほとんどない状態で、くらしのハンドブックは市民まつりと消費生活展で 300 部ほど配布しています。

【委員長】 他にご質問等ありますでしょうか。

では次に、議題 3 その他 (1) について、東村山警察署生活安全課猪合課長代理より東村山管内における消費者被害の現状等についての情報提供をお願いいたします。

【委員】 では、東村山署管内であった被害の傾向などについてお話ししたいと思います。

被害の件数は横ばいですが多い状況です。以前に屋根修理の業者が壊れてもない屋根を壊して修理させるという手口についてお伝えしましたが、今は点検商法といって給湯器や分電盤の点検業者による高額請求の被害やソーラーパネルに関する被害が多いです。あとは、夏になると害虫駆除や水漏れ、車のバッテリー交換に関する被害も増えます。

訪問して来る業者の全てが悪徳業者とは限らないですが、訪問があった時は身分確認をすることと、即決で契約しないことが大事です。断ろうとしても業者がなかなか帰らない場合は警察へご連絡ください。

配布した資料ですが、今警察からは「デジポリス」というアプリをご紹介します。これは警察で把握している詐欺グループが使っている電話番号から着信があった場合にその着信をブロックするというものです。

アイフォンをお使いの場合は国際電話を使った詐欺電話

はブロック出来ないので、本体での設定が必要になります。この場合、電話帳に登録されていない国内からの電話もブロックされてしまうので、官公庁など受ける必要のある電話番号は登録しておくようにしてください。

それと、既にアプリをお使いの方はアップデートをするようにして下さい。

このアプリを使うことで、詐欺の被害は格段に減りますので、是非使ってください。私からは以上です。

【委員長】 何か質問はありますか。

【委員】 アンドロイド端末でも本体の設定が必要ですか。

【委員】 本体の設定が必要なのは 아이폰 だけなので、アンドロイドの場合は、アプリをインストールするだけで大丈夫です。

【委員長】 他に質問はありますか。

【委員】 高齢者がアプリの設定で相談に来た場合は交番を案内しても良いでしょうか。

【委員】 交番でも対応できますが、警察署をご案内頂ければ係員が居りますので、警察署を案内していただければと思います。

固定電話への国際電話からの詐欺電話についてですが、高齢者だけではなく現役世代の被害も多い状況で、警察官を名乗った手口では、テレビ電話に切り替えさせられて、そこで警察手帳を見せ、自分に容疑が掛かっているなどと言われパニックになり正常な判断がつかない状態にさせられてしまいます。

被害にあわないために、相手を確認するために電話を一旦切って、自分で調べた相手の番号で掛け直すといったことをするようにお願いします。

【委員】 私も高齢の方に詐欺電話や悪徳商法に掛からないようにするにはどうしたら良いか聞かれた時は、留守電を使うように言っています。

【委員】 相手は手を変え品を変えやってくるので、手口を知らないと騙されてしまうと思います。どんな手口があるか知ることでも大事ですので、周りの方にもどういった案件があるか周知

をするなどして頂くようお願いします。

【委員】 私に掛かって来た電話では、郵便局を名乗って「あなた宛ての郵便物が届かないので、本人確認させて欲しい」というものでした。

【委員】 そういった時は、まず相手を確認すること。相手の言った電話番号は信じずに、郵便局などの電話番号を調べて掛け直して下さい。相手側は役割分担されていて、郵便局員だったり警察官だったり銀行員だったりしますが、必ず自分で調べた番号で相手の身分を確認して下さい。

【委員】 警察を名乗った電話でも掛け直して確認した方がいいですね。

【委員】 警察の電話番号に似せた番号「●●●-0110」を使った詐欺電話が以前にはありました。電話番号を偽造できる装置を使っていると思われます。最近ではあまり聞かないですが、いずれにしても相手の確認はした方が良いでしょう。

【委員長】 他にご意見、ご質問ありますでしょうか。

【委員】 悪徳商法に引っかかった時は、消費生活相談と警察とどちらへ先に相談したらいいでしょうか。

【委員】 特定商取引法の関係などは消費生活相談だと思います。警察は特に悪質な業者について扱っていますが、警察に相談されたもの全てが悪徳な業者によるものとも言えない状況です。

【委員長】 どうでしょうか、他にありますか。

【委員】 特殊詐欺の電話は固定電話と携帯電話のどちらに掛かって来ることが多いでしょうか。

【委員】 固定電話が多いですが、携帯電話にシフトして来ている状況です。固定電話の方は対策が進んでますが、今後、携帯電話への対策を進めるようにしています。

【委員】 携帯の場合は電話だけでなく、メールでも送られて来ますね。

【委員】 そうですね、いずれにしても相手から寄って来るものについては疑って掛かることが大事だと思います。

【委員長】 他にありませんでしょうか。

【委員】 消費生活相談の窓口にも若い方がスマートフォンを介する被害の相談に見えています。

【委員】 ロマンズ詐欺の流れで投資詐欺にあった場合などは、画面上でいろいろと指示されるまま投資をさせられて、投資の確認画面では利益が出てるように表示されているのに、お金を引き出そうとすると、別の名目でお金を請求され、生じているはずの利益を得られないといった被害を受けます。

【委員長】 他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 登録消費者団体連絡会からの意見を預かって来ましたのでお伝えします。

アミュには利用者用駐輪場が設置されていないため、市民活動をする際に不便を感じる。ビル裏手の有料駐輪場は1台のスペースが狭く、カゴを付けた自転車だと停められない。駅前の地下駐輪場を利用するにしても平置きや下段のスペースは埋まっていて、上段のスペースに自転車を持ち上げるのは体力的に厳しいので、どうにか改善できないか。

アミュ4階の保育室は、事前の予約が出来ないため、利用当日にならないと空きが分からない。他の会議室などを予約出来ない場合は保育が出来ず、イベントなどへの乳幼児親子の参加が難しくなっているため、予約を出来るようにしてもらいたい。

市民協働プラザに消費生活センターや男女共同参画センターが含まれていることが知られていないため、消費生活センターを案内する時には“りそな銀行のあるビル”と案内することが多い。アミュに所在する部署が分かるようにビル入口の大きな看板に表示してもらえると良いと思う。

市民活動センターが引き続き使えるようになったとの嬉しいお話を頂きました。施設の需要などの現状を考慮して既存の計画を見直して頂けたのだと思います。旧センターの建物はまだ利用されないままで、このままで良いのかということと、計画通りに実行されていない状況なので、閉鎖した施設についても考えてもらいたい。

【委員長】 事務局から回答できますでしょうか。

【事務局】 ご意見を頂きましたが、消費生活センターからは回答が難しい内容なので、それぞれの関係部署へ頂いたご意見を共有したいと思います。

【委員長】 何かご質問等はございますか。  
無いようでしたら事務局よりお願いします。

【事務局】 事務局よりお伝え致します。  
本年度の運営委員会は今回を持ちまして終了いたします。  
皆様より貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。  
また、この年度末に2年に一度の委員の改選を迎えます。  
各委員の皆様には、後日、更新手続きのご案内を差し上げる予定ですので、ご対応の程よろしくお願いいたします。  
なお、市民公募委員の皆様につきましては、市報の2月15日号に委員募集の記事を掲載予定ですので、ぜひご応募頂きたいと思っております。よろしくようお願いいたします。  
事務局からは以上です。

【委員長】 他にありませんでしょうか。  
特にないようでしたら、本日の議題がすべて終わりましたのでこれもちまして、閉会とさせていただきます。  
本日は、ありがとうございました。